

## 論 説

## 年金政策の負担・給付システムをめぐる諸論点の検討

—第3号被保険者問題を事例として—

田 中 き ょ む

## I はじめに

現在、1999年の年金財政再計算期にむけて、年金の負担・給付システムをどのようにするか、ということが厚生省および年金審議会で検討されている。

負担・給付システムをめぐっては、学界でもさまざまな視点から多様な議論がなされているが、重要な焦点の一つに、第3号被保険者問題がある。

1985年の国民年金法改正により、国民年金保険被保険者として第3号被保険者が設けられたわけだが、第3号被保険者が実際には保険料を納めずに年金給付を受けられることについて、賛成的な立場と批判的な立場との間で論争が展開されている。政府・審議会でも、第3号被保険者問題を検討課題の一つにしている。

第3号被保険者の負担・給付をめぐる議論は、専業主婦らの女性の年金をどう考えるか、という問題にとどまらず、公的年金、ひいては社会保険・社会保障はどうあるべきか、という問題や、女性の労働をどう評価するか、という問題をも巻き込む広がりをみせている。その意味で、逆に、その問題の評価が、年金をはじめとする社会政策のあり方の評価にも影響を与えるといつても過言ではない。

その問題が論じられる場合、論者によって評価の基準が異なっていたり、同じ評価基準でも論者によってその意味するところが異なっていたり、重点のおき方が異なっていたりする。あるいは、様々な評価基準が十分に整理されたり

深められることのないまま、論点が錯綜している場合もある。さらに言えば、3号制度に賛成か反対か、と言う立場を固守することに腐心するあまり、それぞれの議論の立て方が一面的になっているふしもある。いま求められることは、貴重な両論を公平に斟酌しつつ、各論の生かすべきところは生かして、より望ましい年金制度のあり方を総合的に探求することではなかろうか。

本稿では、上のような問題意識のもとに、第3号被保険者制度をめぐる論争を、被用者世帯と自営業世帯、応能負担と応益負担、3号被保険者と学生、3号制度と免除制度、老齢基礎年金と遺族被用者年金、世帯単位と個人単位、市場労働と家庭労働、費用と便益、公的年金と個人年金、年金制度とその他の制度、公平性と効率性、税負担と保険料負担、などの諸論点にわたって整理しながら、包括的な視点で各論者の主張の妥当性を検討しつつ、筆者なりの代替案をも提示してゆきたい。

## II 問題の所在

1985年の国民年金法改正（86年施行）により、第3号被保険者制度が設けられた。自営業者や農業者、学生らの非・被用者が1号被保険者となり（ただし、学生の強制加入は、89年法改正、91年施行による）、サラリーマンや公務員らの被用者本人が第2号被保険者となり、そして第2号被保険者の被扶養配偶者（いわゆる専業主婦ら）が第3号被保険者として位置づけられた。

85年制度改革前は、国民年金は、自営業者や農業者ら非・被用者に適用される固有の年金として、サラリーマンらに適用される被用者年金（厚生年金や共済年金など）とは制度的に区別され、被用者の被扶養配偶者らは国民年金の任意加入の対象であった。改正により、国民年金は、文字通り、国民共通の基礎年金とされ、被用者についても従来給付の定額部分が基礎年金に代替されることとなり（原則として65歳からの給付開始となり、60歳代前半の定額部分は94年制度改革により、将来的に消滅する）、専業主婦や学生もふくめ、20歳以上60歳未満のすべての国民を強制加入の対象とするにいたっている。

こうして、専業主婦らも第3号被保険者として国民年金に吸収されたわけだ

が、正確にいえば、第3号被保険者とは、本人の年間収入が130万円未満であり、かつ、その収入額が配偶者である第2号被保険者の収入の2分の1未満である者（ただし、2分の1以上であっても、配偶者である第2号被保険者が生計の中心者であると認められれば、第3号扱いされることもある）をいう。したがって、純粋な意味での無業の専業主婦ばかりでなく、パートなどにより一定の収入を得ている者も第3号被保険者となりうるし、男性であっても、上の要件を満たせば、第3号被保険者となる。

この第3号被保険者は、実質的には本人に保険料を負担する義務がなく、第3号被保険者であることを市町村に届け出て確認を受ければよい。第3号被保険者分の保険料は、実際には、第2号被保険者全体で負担することになっている。すなわち、被用者は、標準報酬月額に対して定率の保険料を納めているが、その保険料収入全体のなかから基礎年金部分の保険料拠出がおこなわれる際、2号と3号を合わせた基礎年金被保険者数を基礎数とするため、実質的には、第3号被保険者の扶養配偶者ばかりでなく、いわゆる共働き夫婦や独身者など（フリータイム労働者またはパートタイムで被用者年金が適用される労働者）の第2号被保険者も、第3号被保険者の保険料を共同負担していることになる。

第3号被保険者がこのように保険料負担を課せられないまま年金給付を受けられることについては、批判が多い。とりわけ、厚生年金等が適用される勤労女性と専業主婦らとの間の負担・給付バランスが問題にされることが多い。すなわち、第3号被保険者は、保険料負担なく老齢基礎年金給付が受けられるうえ、その配偶者が死亡した場合、厚生年金や共済年金の被用者年金（以下では、厚生年金と略す）から遺族年金（配偶者の老齢厚生年金の4分の3に相当する額）をも受けられる。

これに対し、2号被保険者の勤労女性の場合、実際の保険料負担を前提として、老齢基礎年金が受けられる。さらに、その夫が死亡した場合、①自分の老齢厚生年金全額を遺族年金の代わりに受け続けるか、②夫の老齢厚生年金の4分の3相当額を遺族年金として受け取るか、さらに、94年の制度改正により、③夫の老齢厚生年金の2分の1と自分の老齢厚生年金の2分の1を加えたものを受け取るか、のいずれかを選択することになる。一般的、平均的には、女性

の賃金が男性に比べて低く、厚生年金加入期間も短いため、①と②の間の選択では、②が選択されることが多かった。たとえば、女性の生涯賃金は男性のそれに比べて、平均して5～6割の水準にあるが、夫の老齢厚生年金の報酬比例部分が10万円であり、妻のそれが6万であれば、7万5千円（10万円の4分の3）>6万円となり、②が選択されやすい。③の選択肢が加わったことにより、③が最も有利なものとして選択されれば、妻も自分の厚生年金を部分的に生かせることになる。

しかし、夫妻間の年金水準の関係如何によっては、依然として②が選択されることになる。たとえば、夫の老齢厚生年金が10万円で、妻のそれが4万5千円の場合（夫の老齢厚生年金の2分の1未満の場合）、①4万5千円、②7万5千円、③7万2千5百円となり、やはり②が選択される。そのような場合、結局、妻は自分の厚生年金（報酬比例部分）保険料を生かさずに、老齢基礎年金と遺族厚生年金を受給することになり、しかも、専業主婦らと同じ内容の年金給付に甘んじることになる。

このように、専業主婦ら第3号被保険者の基礎年金保険料を本人が負担することなく、その夫以外に、共働き夫婦や独身者らの2号被保険者まで負担をカバーさせられていること、負担・給付のあり方が上の意味で女性フリータイマーに不利に働くこと、また、そのような事情を背景にして女性の就労が妨げられている、という理由から、第3号被保険者制度に対する批判が強まっている<sup>1)</sup>。

以下では、さしあたり、老齢基礎年金の問題と被用者年金の問題を区別して、まず、第3号被保険者が保険料負担なしに基礎年金給付を受けられることについて、論争点を検討してみたい。

### III 諸論点の検討

#### （1）被用者世帯と自営業世帯、応能負担と応益負担

まず、被用者世帯の専業主婦ら第3号被保険者が基礎年金保険料の負担を実質的に免れていることについて、それは、自営業世帯の専業主婦との負担バラ

ンスを欠く、という批判がある<sup>2)</sup>。

これに対し、自営業の妻が保険料を負担するかどうかは形式上の問題であり、事実上夫が負担してきた、という指摘や<sup>3)</sup>、自営業世帯の所得、夫婦間の働き方や収入分配のしかたを把握するのが困難であることから定額保険料を夫婦それぞれに課していると考えられ、そのような応益負担の国民年金と応能負担の厚生年金は異なる原理に基づいている、という反論がなされている<sup>4)</sup>。

自営業の妻が保険料を負担するのは形式上の問題だという見方は、うらがえせば、彼女が事実上の負担者であるとは限らないことをいうものであるが、それならば、被用者の被扶養配偶者にも負担義務を負わせてもよい（実質的に扶養者に負担させればよい）ではないか、という疑問が直ちに生じる。

自営業世帯の所得等が把握困難であるから、応益負担にせざるをえない、という見方は現実的ではあるが、だからといって、自営業世帯が応益負担のままでよい、ということにはならないだろう。それは、堀が強調する「拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ」という社会保険原理にも抵触する。自営業世帯にも応能負担を適用すべきではないか。所得補足率のバランスの問題があるが（クロヨン問題については批判もある<sup>5)</sup>）、応能原理を典型的に体現している所得税が自営業者にも課せられている以上、それに上乗せ徴収することが考えられる。とりわけ、基礎年金部分は年金のミニマム（生活保護を別とすれば、老後の生活保障の核心部分となる）というべき部分であるから、基礎年金部分こそ、普遍的給付の観点から「拠出は能力に応じ」という再分配機能が求められよう。

そのように応能負担化したうえで、自営業世帯は、世帯所得を基準にして、現行のように夫婦二人分の保険料負担を求めればよい。その根拠は、サラリーマン世帯と比較した場合、自営業は世帯で所得を得ているという共働的性格がより強いからである（ただし、後述のように、個人単位化する場合は、所得を二分割することが考えられる）。現に、自営業者ら1号被保険者の場合、世帯でみて低所得であれば、保険料の免除措置が受けられるようになっている。それを免除か賦課か、という二者択一にせず、段階保険料を設けることが考えられる（ただし、後述のように、税制における配偶者特別控除ないし介護保険に

おける1号被保険者制度にアナロジーを求める免除制度の拡充措置であり、その限りでの応能負担である)。

## (2) 第3号被保険者と学生、世帯単位と個人単位

第3号被保険者を学生と比較した場合でも、学生は所得がないのに負担させられていることと比較して、専業主婦らだけ負担しないのは不合理だ、という批判もある<sup>6)</sup>。

一方、「負担能力のない学生への整合性を論じる場合もあるが、むしろ学生への適用に問題がある」という意見もある<sup>7)</sup>。堀も、学生に強制加入させるという「問題のある立法の例を引いて第3号被保険者の制度を批判しても、何の反論にもならない」と述べ、学生の間は、障害基礎年金の給付に見合うだけの軽微な保険料にしたり、厚生年金の被保険者期間の上限を撤廃することを提案している<sup>8)</sup>。

筆者も、かつて、「学生の場合は、本人に一定以上の所得がある場合を除き免除扱いにしたうえで減額処置をせずに受給資格期間にカウントするとか、保険料を特別に引き下げることも考えられる」と述べたことがある<sup>9)</sup>。基礎年金は年金のミニマム部分であり、普遍的な給付をめざすためには、所得能力のない学生にまで負担させている現行制度は問題があり、年金の空洞化につながる。また、学生に個別の負担を求めるることは、年金の負担・給付単位を個人単位化することを意味するが、実質的には親に頼らざるをえず、世帯単位となっており、矛盾している(現に、学生の免除基準は世帯収入になっているし、また、保険料支払いについて、親元からの送金による郵便局払い込み方式を採用している地域もある)。負担・給付を個人単位化する以上、負担ベースも、個人の所得能力に求めなければ、整合性に欠ける。そして、学生やフリーターでも、本人が一定基準以上の所得を得ている場合は、所得税とセットにして、応能的な負担を求めるべきだろう。それについては、パート収入を得ている専業主婦とも、制度的に統一すべきである。

### (3) 3号制度と免除制度

3号制度と免除制度との整合性をめぐっても、論争がある。

堀が、「専業主婦は保険料の負担能力がないのだから自らはそれを納めることを要しない」とし、扶養する夫の賃金から専業主婦である妻の分を含めて保険料を徴収し、老後のニーズに応じて夫婦2人に同じ額の基礎年金を支給するというは、社会的にみて妥当な措置である」と述べたのに対して<sup>10)</sup>、八代は、もし、そうであれば、「本来の貧困者に対する現行の公的年金制度の厳しい規定（免除者の給付額が3分の1に削減されること…引用者補足）との不公平は明らかとなる」と批判している<sup>11)</sup>。それを受け、堀は、それは「厚生年金が世帯単位の応能負担で、国民年金第1号被保険者が応益負担であることを無視した議論である」と反論している<sup>12)</sup>。

この反論のなかでも、堀は、自営業世帯は所得把握等が困難であることを理由に応益負担となっていることをくりかえし強調しているが、そのような技術的な理由だけで負担原則の割り振りを認めてしまうことには疑問がある。また、第3号被保険者だけを完全免除・完全給付とし、1号免除者との間に格差を持ち込むことも合理的とはいえない。普遍的給付をめざすべき年金のミニマム部分こそ、社会保障本来の応能負担原則が1号、2号、3号を通じて貫かれるべきである。現に、1号においても、所得に応じた免除措置が認められており、一定の応能原理が取り入れられている。

現行の免除制度では、生活保護や障害年金を受けている人に自動的に適用される法定免除を別とすれば、申請免除における納付困難な人の目安としては、年収99万円以下の住民税免税者とされている。たとえば、それに合わせて99万円（あるいは、後述のように、配偶者控除の基準額である103万円）以下の人が完全免除とし、それ以上についても一定収入額まで（たとえば、現行の第3号被保険者の基準である130万円）は、部分的な免除措置をとること（段階保険料）が考えられる。その場合、自営業者、学生、専業主婦について、条件を統一する。基礎年金が年金のミニマム部分であることをふまえ、給付については削減措置を緩和するか、撤廃する必要がある。学生の場合、現行では、世帯

収入に応じた特別免除制度があるが、前述のように、負担を個人に求める以上、負担ベースも個人単位に改めるべきだろう。それに合わせるなら、自営業世帯の夫婦についても、現行申請免除のように世帯所得を基準とせず、夫婦の共働的性格が強いことをふまえ、世帯所得を2分割したものをそれぞれの基準とすることが考えられる。

現行制度のまま、学生のみならず、専業主婦にも保険料を負担させるべきだ、という意見もあるが、1号被保険者において、未加入者158万人・未加入率8.2%（1995年調査）、未納者172万人・未納率11.0%（1996年調査）となっており、未納の「最も主要な理由」としては、「保険料が高く、経済的に払うのが困難」が55.4%と最も多く、「国民年金をあてにしていない」（20.8%）などが続いている（1996年調査）という<sup>13)</sup>。公的年金制度への不信感もあるが、支払い困難が未納の最大理由に挙げられている状況のなかで、一律定額の応益負担を貫こうとすると、皆年金制度の空洞化を進めることになる。また、実質的にみて、個人単位と世帯単位の混乱が生じる。

#### （4）老齢基礎年金と遺族厚生年金、世帯単位と個人単位、市場労働と家庭労働、応能負担と応益負担

（1）でも触れたように、第3号被保険者制度に対する批判が強まる理由としては、当該被保険者が、保険料負担なしで老齢基礎年金にくわえ、配偶者が死亡した場合、遺族厚生年金（給付財源は2号被保険者の共同負担）が給付されるのに対し、厚生年金が適用される勤労女性の場合、両年金分の保険料を納めながら、自分の厚生年金保険料が生かせない場合があり、結果的に、専業主婦らと同一水準の給付しか受けられないことがある、という事情もある。

たとえば、田近らは、夫と妻の老齢厚生年金額をそれぞれH、Wとした場合、94年の制度改革が $(H/2) < W < H$ の範囲で妻の年金を若干改善しようとするものである、と分析し、依然として被扶養配偶者に有利な制度であることを批判しつつ、 $W + (3/4)H$ をもって寡婦の年金額とするか、 $3/4H$ を廃止する（Wのみ支給する）ことを、公的年金等控除や第3号被保険者制度の廃止を条件としつつ、提案している<sup>14)</sup>。ただし、第1の提案については、財政コストが

きわめて大きい、と付言している。

勤労女性の保険料をなるべく生かして不満を緩和しつつ、財政コストを過大にしないためには、94年改革で導入された $(1/2)H + (1/2)W$ を、Wを重視する形で、 $(1/2)H + (2/3)$ または $3/4$ または $4/5$ または $5/5$ Wに修正することが考えられる。そうすれば、勤労女性が自分の保険料を生かしやすくなるうえ、専業主婦と比べても、給付水準が高まる。

なお、堀は、掛け捨て論議に関して、「自分の老齢厚生年金の全額を受けるほか、(94年・引用者補足)改正前の遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金額の4分の3の額)から自分の老齢厚生年金額を控除した額を遺族厚生年金として受けるようにしてもよい。しかし、このようにしても受ける年金額は制度改正前と変わらず、受ける年金の名前が変わるだけである」として、「掛け捨ての議論は、基本的に無意味であるように思われる」と述べているが<sup>15)</sup>、堀の意見は、結局、夫からの遺族厚生年金額だけを保障しようとするものであり(前章の②)、いま述べたように、自分の保険料を生かしつつ、その額ができるだけ超えるような措置をとれば、無意味にはならない。

しかし、女性の自立という時代の趨勢に合わせて年金の個人単位化を推進しようとすれば、世帯単位を前提する遺族年金そのものの存在根拠を失うことになる(田近らの第2案が浮上する)。しかし、それでは女性の年金水準の現実からみて、給付水準が落ち込むという問題がある。それを別にしても、女性の家庭労働が報われない、という考えがある。

たとえば、大石は、所得分割による個人単位の年金権を支持している<sup>16)</sup>。その際、まず、「夫の死後に妻が受け取る遺族厚生年金は過去の妻の貢献分を一部反映したものとなるが、離婚した妻は遺族年金を受給する権利を失ってしまう」という問題意識が述べられているが、ここで、遺族年金という表現を使用すべきではないだろう。遺族年金は、世帯単位を前提としつつ、「遺族」の生活保障を本旨とするものであり、それが離婚した女性にも支給されるならば、遺族年金ではなくなる。したがって、個人単位を貫きつつ、妻(または元の妻)の家庭労働による夫への所得貢献を年金給付に反映させる場合、その部分は、いわば「(所得)貢献年金」とでも呼ぶべきものである。

用語上の問題はさておくとして、大石は、「夫婦のどちらか（あるいは両方）が勤め人である世帯は、両者をともに厚生年金の被保険者とし、保険料を納める都度、その2分の1ずつを各自のものとして記録して」、「その時々の内助の功を即時的に評価するシステム」にすべきだという。そして、保険料の拠出方法としては、駒村にしたがい<sup>17)</sup>、夫婦それぞれの所得の合計を等分したものから保険料を徴収することを支持している。そのうえで、子供の数に応じて保険料を軽減する「家族除数方式」を提案している。

筆者も、妻の所得貢献をなんらかの形で「貢献年金」として還元することは合理性をもつと考えるが、しかし、大石が「世帯所得が同じであれば妻の就業状態にかかわりなく各人は同じ保険料を負担し、同じ額の年金を受給できる」というように、所得を等分割し、したがって給付も等分割するという考え方には疑問がある。なぜなら、その主張の根拠には、夫の所得は妻の内助の功に正比例する（逆にいえば、内助の功が大きいほど夫の所得は増大してゆく）という考えがあることになるが<sup>18)</sup>、そのような想定は現実的ではないからである。たとえば、妻の家庭労働の内容はさして変わらないのに、夫の所得が増えているケース（この方が現実的だろう）は、そのような考え方には矛盾する。また、夫婦共働きで、家庭労働を共同負担している場合には、妻（または夫）に「貢献年金」を支給する根拠が薄れるが、現実には妻が家庭労働を多く負担していることが統計的にも確かめられるので、部分的な給付をおこなうことも考えられる。

そこで、たとえば家庭労働をヘルパー賃金等に基づいて擬制的に評価し、それに見合うだけの給付にするよう上限を設定すべきだろう（現実には、個々の家庭事情に基づいた評価をするのは困難であるから、純粋な専業主婦、パートをしている主婦、正規雇用される妻といったランク分けによる平均的、制度的な割り切りをすることが考えられる）。

なお、堀は、「年金権の分割は世帯単位で年金の問題をとらえるものであるが、社会保障において個人単位化を推進すべきだと主張する者からも年金権の分割が提案されている。このことは、社会保障における個人単位化がすべての場合に行われるべきではないことを、自ら認めるものである」と述べている

が<sup>19)</sup>、そのようなとらえ方には疑問がある。たしかに、年金権の分割を遺族年金の代替物ないし、その延長線上にとらえるなら、それは世帯単位の発想といえるだろうし、そのような論調も現にある。しかし、先に述べたように、年金権の分割（等分割を意味しない）による給付を「貢献年金」としてとらえれば、それは個人単位の発想になるからである。というのも、それは家庭内交換を意味するからであり、夫婦間といえども、各個人の所得貢献に応じた報酬を当該受益者から受け取るべきという考えに基づいているからである。つまり、夫婦を一体のものとしてとらえているのではなく、市場と同様、相互に利益を与え合う独立した個人としてとらえていることになるのである。

以上の議論は、厚生年金の報酬比例部分についてのみいうものであり、基礎年金部分については、前節までで述べたように、個人の所得に基づく応能負担を維持すべきである。その意味で、第3号被保険者制度は、学生等との保険料の負担バランスを調整するにしても、基本的には維持すべきと考える（実質的に見れば、3号被保険者と1号被保険者との制度的統一化を図ることになる）。というのも、基礎年金部分は、就労形態や所得に関わりなく強制加入させ、年金のミニマム部分として普遍的に給付される性格をもつからであり（ステイグマを伴う生活保護に直結するのを抑制する機能も果たす）、報酬やそれへの貢献によって給付が左右される部分とは性格を異にするからである<sup>20)</sup>。

基礎年金と厚生年金報酬比例部分をそれぞれ、応能負担と応益負担のいずれの負担原則にもとづくものとみなすかについては、議論がある。

堀が、第1号被保険者の保険料負担は「応益負担であり、厚生年金の応能負担と全く異なる原理に基づいている」と考えるのに対し<sup>21)</sup>、八代は、厚生年金の「報酬比例部分については、過去の賃金水準に比例した保険料に見合った給付水準が受けられる、『従前生活の安定』を目的としている。このため、保険料だけをみれば賃金水準に応じた『応能負担』であっても、給付面と合わせてみれば、実質的にはむしろ『応益負担』に近く、垂直的な所得再分配の機能は、その極く一部に過ぎない」と述べている<sup>22)</sup>。それに対し、堀は「厚生年金は、賃金比例の2階部分の厚生年金だけでなく、定額の1階部分の基礎年金も賃金比例の保険料拠出の見返りに支給される。この点は、定額の保険料拠出で定額

の基礎年金を支給する国民年金第1号被保険者とまったく異なるところであり、この点を無視して論ずる八代の議論には疑問がある」と反論している<sup>29)</sup>。

この議論を検討する場合、基礎年金部分と報酬比例部分、基礎年金についても1号、2号、3号の各被保険者のそれぞれに分けて考察する必要がある。

1号被保険者については、所得に関わりなく一律定額の負担に応じた給付をおこなうことを原則とするという点では、堀が言うように、応益的な負担といえる。しかし、免除措置があることや、年金財政が世代間の再分配という賦課方式に基づいており、しかも年金価値を維持するための物価スライドがあることにより、負担と給付の間に厳密な対応関係がないことを考慮すれば、応能負担的な要素も組み込まれている、といえよう。

2号被保険者については、八代が言うように報酬比例部分だけをみれば、標準報酬に応じた負担がある反面、給付もそれに比例するため、負担と給付の間に一定の対応関係がみられ、その限りで応益的な負担といえる。しかも、その負担のしくみは、所得税のような累進負担ではなく定率負担であり、また、標準報酬に上下限があるので（現在のところ、総報酬制も採っていない）、保険料負担だけに着目しても、強い意味での応能負担になっているとは言えない（その結果、逆進性が働く）。しかし、年金財政が賦課方式的性格が強いことと、物価スライドがあることにより、負担と給付に厳密な対応関係がないことを考慮すれば、応能負担的な要素が混入している。2号被保険者の基礎年金部分については、堀が示唆するように、給付が同一であっても所得に応じた負担であるという限りにおいて、応能的な負担であるが、やはり、定率負担で、（総報酬でない）標準報酬に上下限があるので（現在のところ、総報酬制も採っていない）、強い意味での応能負担とは言えない。

3号被保険者については、その個人に関して、所得に応じた実質的免除措置がおこなわれているので、応能的な負担となっているといえる。しかし、負担か完全免除か、という二者択一である限りで、他の免除者と共通しており、所得に応じた段階的な負担という意味での応能負担とはなっていない。

以上のように、1号および2号については、一概に、応益か応能か、とは言えず、両負担原則が混在していると言える。

### （5）費用と便益、世帯単位と個人単位、市場労働と家庭労働

第3号被保険者をめぐっては、世帯または個人単位でみて、負担・給付をコスト・ベネフィットとしてとらえた場合、共働き世帯や共稼ぎ妻とくらべて、当該被保険者に関わる費用・便益比率または純益（便益マイナス費用）が高いという理由から、その制度が批判されることがある。

たとえば、木村・瀬川は、主婦パートタイム労働者が世帯でみて、年金加入の費用・便益比率（便益は賃金や年金など、費用は税金や保険料など）が、妻の年収が非課税限度以上（120万円）の場合よりも限度内（85万円）の場合の方が高く、勤続年数が長くなるほどその格差が拡がること、可処分生涯所得（便益マイナス費用）でみると、非課税限度以上の方が大きいが、限度内との差は小さいこと、また、費用・便益比率は、非課税限度以上では勤続年数が長いほど小さくなるが、限度内では逆に大きくなること、さらに、便益を年金受給総額、費用を年金保険料総額とすると、費用・便益比率は非課税限度内の方が限度以上よりも高く、限度以上では勤続年数が長くなるほどその率が小さくなることを示し、主婦パートタイマーが非課税限度以上に働くメリットはほとんどみられない、と結論づけている<sup>24)</sup>。

また、八代・大石は、サラリーマンの無業の妻と共稼ぎの妻を理論上の推計によって比較し、後者のネットの年金受給額が前者のそれを下回る可能性がかなり高いこと、夫婦の世帯所得を一定とした場合、片働き世帯の妻に保険料負担がない反面、共稼ぎの夫の賃金は相対的に低く遺族厚生年金の水準がそれだけ低いため、夫婦が平等に所得を得ている世帯ほど生涯年金収支は不利になり、片働き世帯との格差は、世帯所得が高まるほど拡大することを示している<sup>25)</sup>。

さらに、八田・木村は、専業主婦と共働き主婦との理論上の推計による個人間比較では、純受給でみた場合、遺族年金（94年改革前の制度）を考慮してもしなくとも、専業主婦は夫の月収が等しい共働き主婦よりも優遇されていること、専業主婦世帯と共働き世帯との世帯間比較では、遺族年金を考慮しない場合、月収ではなく、帰属所得をふくむ同一「所得」を基準にした純受給では、専業主婦世帯の方が高い純受益を得ていること、遺族年金を考慮しても、夫の

月収が妻の月収を上回る世帯では、専業主婦世帯の方が高い純受益を得ていることを示している<sup>28)</sup>。

一方、たとえば年金政策研究会や坂口は、世帯を単位としてみれば、同一月収の共働き世帯と専業主婦世帯の間では、月収に比例して保険料負担額は等しく、基礎年金2人分と報酬比例部分でみた老齢年金額も等しく、負担と給付のバランスはとれており、もし専業主婦に別途保険料納付を求めればそのバランスが崩れることを指摘している<sup>29)</sup>。堀も、同様の指摘をしつつ、専業主婦等について定額保険料を夫に別途負担させれば、給付は変わらず負担が増えることになり、低賃金の夫ほど重くなる逆進性の問題が発生することを述べている<sup>30)</sup>。

また、堀は、丸山の実証分析<sup>29)</sup>を援用しながら、女性が就労すればするほど（また、パートタイムであるよりフルタイムである方が）生涯可処分所得（賃金、年金等の総額から税及び社会保険料の総額を控除した額）の絶対額が大きいこと、年金だけの純受給額でも第3号被保険者の方が働いている女性よりも低くなっていることを指摘し、第3号被保険者が必ずしも有利な立場にないことを示唆している<sup>30)</sup>。

さらに、堀は、片働き世帯は共働き世帯とくらべて夫の賃金が高いとする「ダグラス＝有沢の法則」から、第3号被保険者制度は夫の賃金の高い世帯から低い世帯へ補助金を与えており、という批判<sup>31)</sup>に対しても、同一賃金世帯でみた保険料および年金額は両世帯で同一であり結果的に所得移転がないこと、夫の賃金の低い片働き世帯が年功賃金によって夫の賃金の高い共働き世帯に移行する可能性を考えると両世帯の不公平を論じることにあまり意味がないこと、さらに世帯実収入でみれば、共働き世帯の方が多いことも指摘している<sup>32)</sup>。

以上の議論を整理すると、個人単位の純益でみれば、八代・大石や八田・木村が指摘するように、理論上の推計では専業主婦が共働き主婦に比べて有利であるが、堀が指摘するように、実証的な分析では、必ずしもそうならないケースがあり、賃金を含めた生涯可処分所得絶対額でも逆のケースがあることがわかる。また、世帯単位でみれば、遺族年金および帰属所得を無視すれば、年金政策研究会などの拠出・給付平等という主張は正しいが、遺族年金を考慮に入れると、木村・瀬川、八代・大石、八田・木村がいうように、年金の費用・便

益比率、純益、あるいは賃金をふくむ費用・便益比率でみて、（非課税限度以上の）共働き世帯の方が専業主婦世帯よりも不利（ただし、賃金をふくむ純益では有利）である可能性が高い。さらに、遺族年金を考慮しなくとも、帰属所得をふくむ「所得」を基準にした年金純益では、年金政策研究会などの主張に反して、専業主婦世帯の方が有利になる。

少なくとも、世帯単位における遺族年金を考慮に入れた年金のみの費用・便益比率および純益でみれば、専業主婦世帯の方が有利となる可能性が高いといえるだろう（ただし、専業主婦・世帯に批判的な上の論者の当該論文においては、まだ94年改革が考慮に入れられていない）。その意味でのインバランスを是正するためには、さしあたり、前述のように、勤労女性の保険料を生かすよう、94年の遺族年金改革を一層進めることができると考えられる。より抜本的には、報酬比例部分について（すでに述べた意味での）所得分割をおこない、基礎年金部分については実際の個人所得にもとづき、3号被保険者と1号被保険者の間の負担調整を図ることが考えられる。

それでも、なお、八田・木村がいうように、遺族年金を考慮しなくとも、帰属所得が専業主婦世帯を有利にしている、という問題がある。帰属所得とは非貨幣的な所得であり、専業主婦が余暇や家事などの非市場的な活動をおこなうことによって、その個人または世帯が勤労世帯・個人に比べて、より高い生活水準を享受しており、その時間価値にみあう保険料が賦課されていないことによって、専業主婦世帯の年金負担を軽くし、それだけ高い純益を得ている、というわけである<sup>33)</sup>。

これに対し、堀は、「帰属所得というのはあくまで理論上の所得であり、現実に現金収入があるわけではなく、それに対し保険料を課すというのは極めて非現実的である」と述べ、もし、それを主張するなら、失業者や退職者、子供、さらには共働きで家事をしている妻にも、その帰属所得に賦課しなければならなくなる、と批判している<sup>34)</sup>。

この議論の的になっている帰属所得の原因を、家事、介護等の家庭労働と余暇に分けて考える必要があるだろう。

失業者や退職者、子供をどう考えるか、という問題もあるが、それを別にし

て、争点となっているフルタイム女性と専業主婦らとの比較で検討してみよう。余暇が多いほど高い生活水準を得ているとすれば、その利益は専業主婦個人が受けることになる。その限りで、帰属所得を認めるとすれば、専業主婦に一定の（フルタイム女性よりも自由時間が多い分だけ）負担を求めるべきことになる。ただし、平均的にみれば、専業主婦らはフルタイム女性に比べ、それほど多い自由時間を享受しているわけではない。1997年におこなわれた余暇活動に関する全国調査によれば、平日自由時間は、フルタイム女性2.42時間、パート女性2.77時間、無職女性3.66時間となっており<sup>35)</sup>、フルタイムと無職の間でも、せいぜい1時間程度の差である。そこで、その程度の時間を貨幣換算し（実際には、制度的割り切りが必要だろう）、専業主婦等の個人所得に追加したうえで賦課することが考えられる。

もっとも、パートや無職といえども、必ずしも自由時間を満喫しているとは言えず、むしろ、家事、育児、介護等の家庭労働に追われている様子がうかがえる。そこで、家庭労働によってもたらされる生活水準の向上をどう考えるか、ということが次に問題になるが、その利益は専業主婦ら個人ではなく、むしろ、彼女らの負担ないし犠牲によってその世帯が得ていることになる。結局、それは、子供や被介護者を別にすれば、夫との関係が問題になり、前述の「貢献所得」に還元させ、所得分割によって解決してゆくことができるだろう。

木村・瀬川は、主婦が配偶者手当などをもとにして個人年金に加入するか、非課税限度額生活扶助基準を引き下げる、また、夫の遺族厚生年金と妻の老齢厚生年金を併給することを提案している（同 pp. 149-150）。八代・大石は、無業の妻から国民年金保険料を徴収し、遺族年金を廃止して任意に追加保険料を払い付加給付を受けるようにし、その追加給付と妻自身の厚生年金を併給することを提案している（同 p. 57）。八田・木村は、帰属所得に保険料を賦課するために、専業主婦に国民年金保険料を課し（または夫の厚生年金保険料の増額によってまかなう）、遺族年金に関しては、夫婦の保険料の和を2分割したものをそれぞれの保険料とすることを提案している（同 p. 218）。

専業主婦の負担を個人年金や任意的な追加負担に委ねることは、それをしなかった女性の生活問題を発生させる<sup>36)</sup>。遺族厚生年金と老齢厚生年金の完全併

給は、前述のように財源問題を発生させる可能性が強い。専業主婦への国民年金保険料賦課は、新たな未加入・滞納問題を発生させやすく、夫からの徵収は世帯単位の徵収を意味し、個人単位化の主張と矛盾する<sup>37)</sup>。保険料の2分割案も遺族年金の代替物ないし延長と捉えられる限り世帯単位の発想であり、個人単位化の主張と矛盾する<sup>38)</sup>。

なお、帰属所得をめぐる議論に関わって、その源泉である家庭労働のうち、育児に関して、賦課方式の比重が高いもとでは子供を増やすことが、年金財政の改善につながることから、そのような少子化対策を給付や負担の面で組み込むべきだという主張がある。たとえば、高山は出生給付を年金制度の枠内に設けることを提案し<sup>39)</sup>、大石は扶養子供数に応じて保険料負担を軽くする「家族除数方式」を提案している<sup>40)</sup>。堀は、自営業者も含めて育児休業中の保険料を免除することや、逆進的な、税制の児童扶養控除を廃止して児童手当を引き上げることなどを提案しつつ、第3号被保険者制度そのものも、育児等による女性の不利な面を補っている、と述べている<sup>41)</sup>。

高山の提案は、「出生給付に重点的にに対して国庫負担をつけていく」（同p. 176）ことにより、「独立に運営されている児童手当も年金制度の枠内に」（同p. 196）取り込もうとするものであるが、賦課方式に少子化が影響しているからといって、年金の枠内に少子化対策を抱え込みすぎることには疑問がある。大石の提案にしても、相対的に保険料が高くなるシングル女性に対して、よいひとにめぐりあえないからという理由で「社会がペナルティを与えることができようか」という木村の疑問<sup>42)</sup>を招く余地がある（さらにいえば、子を望んでも恵まれない既婚者もいる）。むしろ、堀の提案のように児童手当という一般的なサブスイディの方を充実したり、育児休業中に限定した免除措置の方が妥当ではないか（ただし、堀は木村の発想に対しては批判的である）。少子化対策を年金制度によって包摂すべきでないとの根拠は、年金財政への影響もあるが、少子化は年金に限らず、広い意味での世代間扶養や経済力に影響を与えるのだから、特定の制度に対策を集中させるのは合理的でないからである。また、育児労働を家庭労働の一環ととらえて所得分割によって評価する場合には、それにくわえて育児支援措置を追加することの根拠が問われることになる。

### (6) 公的年金と個人年金、年金制度とその他の制度、公平性と効率性

第3号被保険者またはその配偶者が、基礎年金等の給付に応じた負担をしていないことや、上でみたような費用・便益比率または純益が彼女らに有利に働くことを根拠にして第3号被保険者が批判されていることに対し、堀は、公的年金は「拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ」ることを基本原則とするものであり、私的年金のように保険数理的な均等関係（給付・反対給付均等原則）が必ずしも固守される必要はなく、そのことは、男性より長生きする女性の負担がより高くなっていること、厚生年金には報酬比例部分以外に基礎年金があるため、低所得者の方が従前所得代替率が高いことなどに例証を求められる、とする<sup>43)</sup>。

一方、八代・大石は、「高賃金で長く働き、多くの保険料を納めた妻ほど生涯年金収支が改善すること」が「本来の保険数理上公平（actuarially fair）な年金の姿といえよう」と述べている<sup>44)</sup>。また、八代は、公的年金が免除措置をもつなどの点で民間保険と異なることを認めつつも、「あらゆる所得再分配が『拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ』として容認されるわけではなく、その個々の具体的な内容についての社会的な妥当性が検討される必要があろう」と述べている<sup>45)</sup>。

少なくとも年金のミニマムである基礎年金部分については、堀がいうような「拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ」という原則が維持される必要があるだろう。そうでなければ、現にみられるように保険制度から離脱してゆく人々がいっそう増えてゆき、ステイグマを伴う生活保護しか頼るものになくなってしまうからである。その際、個人単位においても、報酬比例部分をふくめて、なるべく負担に応じた給付が受けられるよう（あるいは、給付に応じた負担をしてもらうような）措置が講じられる必要がある。それは、私的年金的な原理を公的年金にもちこむことになるかもしれないが、女性の生き方を、専業主婦として世帯に収まるものと画一化できず、シングル、結婚、離婚、無職、パート、フルタイムといった多様な生き方を選択しようとする時代においては、世帯間の比較よりも、その多様な個人間の不公平に対する意識が強くなるからで

ある。ちょうど、いかなる多様な個人間においても、市場では等価交換原理がかれらの間に秩序を生み出すようなものである。

そこで、遺族厚生年金においては、前述のように、なるべく勤労女性の保険料が生かせるようにする（あるいは遺族年金の廃止を前提に、報酬比例部分に関し、所得分割によって所得貢献に応じた完全な個人単位化をおこなう）とともに、基礎年金部分についても、学生や自営業者とのバランスを図りながら、個人の所得に応じた段階的（いくつかの部分的免除から全面的免除まで）、体系的な保険料負担を所得税に上乗せする形で徴収するようになることが考えられる。その基礎年金部分においては、「拠出は能力に応じ」という原則が働くことになるが、それが「給付はニーズに応じ」という原則と結びついているかどうかは別途検討を要する<sup>46)</sup>。

専業主婦らに関わる基礎年金保険料をそのように段階化する場合、就労調整問題とのかねあいから、年金以外の制度との整合性を保つ必要がある。基礎年金および医療保険の非扶養配偶者になる年収基準額は130万円であり、所得税制における配偶者控除を受けるための基準額は103万円である。また、企業独自の配偶者手当の支給基準は一般的には103万円に合わせられるという<sup>47)</sup>。

一方、配偶者特別控除が新たに設けられたことによって（配偶者の年収70万円から141万円にかけて、控除額が76万円から0円へ多段階的に通減する）、配偶者控除の年収基準を超えると可処分所得がかえって減るという逆転現象がなくなったという<sup>48)</sup>。そこで、たとえば年収103万円ないし99万円（現行の1号申請免除の目安）ないし70万円から、141万円ないし130万円にかけて、保険料を多段階的に、完全免除からいくつかの部分的免除を経て、非免除へと設定することが考えられる。そうすれば、单一の年収基準を境にして、完全免除か完全納付か、という極端な相違が表面化することを防ぐことができる。その際、学生や自営業者もそれに統一する。そうすれば、技術的には検討を要するにせよ、現在の第3号被保険者からも、所得に応じて段階的な保険料徴収が可能になり（その際、帰属所得を前述のような形で追加することが考えられる）、学生らとのバランスも図れるし、就労調整も起こりにくくなるだろう。なお、堀は、医療保険の被扶養者基準を下げるることはただでさえ悪い国保財政を悪化さ

せるので望ましくないと述べているが<sup>49)</sup>、なにより命に関わるだけに、医療保険制度に手を加えることは慎重でなければならないだろう。

ところで、第3号被保険者制度を評価する場合、それを批判する立場からも、支持する立場からも、公平性が評価基準として述べられている。

批判的な立場がいう公平性概念は必ずしも明確に定義づけられているわけではないが、先に引用した、八代・大石の「高賃金で長く働き、多くの保険料を納めた妻ほど生涯年金収支が改善する」ことが「本来の保険数理上公平な年金の姿」という文言や、保険料を免れている専業主婦が、本格的な就労に伴う「暗黙の課税」に直面し、就労調整という「モラル・ハザード」を引き起こして既得利益を失わないようにすることが勤労女性との間に不平等を引き起こす、という八代の文脈<sup>50)</sup>から判断すれば、負担に応じた給付（利益）、または利益に応じた負担をおこなわないことを、公平性に失すると考えているようである。

これに対し、堀は、批判的な「立場は年金収益比率が等しいことが公平であると考えているようであるが、公平とはこのような狭い損得勘定に基づくものだけでなく、『拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ』という実質的な公平観もある」と述べている<sup>51)</sup>。

両立場のいう公平性を比較すれば、批判的な立場の公平性とは、主に個人単位からみた応益的な公平観であり、支持的な立場の公平性とは、主に世帯単位からみた応能的な公平観といえよう。あるいは、両者の専門的領域からみて、前者を経済学的な公平性、後者を法学的な公平性といえなくもない。両者のいう公平性はこのように異次元のものであり、一概に優劣を比較できるものではない。普遍的な生活権保障のためには、応能的な公平性を尊重すべきだろうし、市場社会における個々人に浸透している交換的な公平観を損なわないためには、応益的な公平観にも配慮しなければならないだろう。専業主婦と勤労女性との公平を図る場合にも、すでに述べたような方法を通じて、両方の意味の公平性に配慮してゆく必要があるだろう。

第3号被保険者制度を評価する場合、効率性という基準からなされることもある。これは、主に批判的な立場の依拠する評価基準となっている。つまり、前述のように、保険料免除によって就労調整つまり労働供給が抑制されること

が効率性の阻害ととらえられ、その意味で、第3号被保険者制度は「人々の就労を罰する仕組み」<sup>52)</sup>とも表現される。

もっとも、1995年に実施されたパートタイマー実態調査によれば、年収が非課税限度額103万円を超えた場合、「就労調整をする」という女性パートタイマーの割合は37.6%であり、それを100とすると、年収に所得税がかからないこと以外の理由のうち、「健康保険の加入義務が生じる」を理由とする人は42.3%であり、それは全体からみれば15.9%である（なお、この調査では、就労調整の理由として、年金保険料の支払い義務が項目として掲げられていないので、「健康保険の加入義務」を代替的な指標とみるほかない）<sup>53)</sup>。少なくとも、社会保険料支払い義務を理由として就労調整する女性パートタイマーは少数派といえる。また、育児、介護、家事が女性の就労を困難にしているという実態もあり<sup>54)</sup>、女性が費用・便益的な原理だけで就労行動しているとともに言えず（第3号制度がありながら、届け出漏れに対する特別措置期限の切れる以前において、届け出を忘れている人が約100万人もいたという事実もある<sup>55)</sup>）、少なくとも、第3号制度だけを効率性を阻害する元凶のようには言えないだろう<sup>56)</sup>。

また、第3号制度の廃止によって、実質的にどれほどの就労・雇用効果が期待できるか、という問題もある。たとえば、樋口は、パートタイマーが何らかの理由で収入調整することによって、全女子雇用者の年間総労働時間が1.4%削減されていることを推計している<sup>57)</sup>。これを多いとみるか少ないとみるかという問題もあるが、第3号制度だけの影響を考えると、この数値はもっと小さくなるだろう。3号制度やそれ以外の制度の改革によって就労インセンティブが働くとしても、フルタイム化するとは限らず、不安定就業状態が続くのではないかという懸念もある<sup>58)</sup>。かりにフルタイム化等によって厚生年金の適用を受けたとしても、被用者年金の受給資格を持つことがかえって、大きな引退促進効果を生むという分析もある<sup>59)</sup>。

しかしながら、第3号制度が就労インセンティブに対して一定の負の影響を与えていることも否めないだろう。そこで、前述のように、多段階の保険料を設定して、就労調整が起こりにくい措置を講じる必要があるだろう。パートタ

イマーに厚生年金を適用する基準（所定労働時間・日数の4分の3以上の労働時間・日数を要する）を緩和することも一つの方法であるが、そのことが企業のコスト意識を高め、かえって女性の就労を阻害する可能性もある。

### （7）税負担と保険料負担

第3号被保険者をめぐる問題を解決する抜本的な方法として、税方式を採用することが提案されることもある。

たとえば、木村は、「世代内の不公平」や労働供給抑制効果を解消・緩和するためには国民年金の財源を消費目的税にすることを提案しており、そうすれば、無年金者や低年金者をなくすことができ、世帯ごとに年収や家族人員に応じた負担をしてもらえることにもなる、と述べている<sup>60)</sup>。八代も、「とくにその財源を消費税で負担する方式は個人単位の保険料と基本的には同じであり、基礎年金の給付が個人単位であることとも整合的である。また、世帯の就労形態とは無関係であり、労働供給への中立性も維持される」と評価している。坂口も、「専業主婦から保険料を徴収しても、公平性を確保し、直ちに女性の自立と就業を促すとは限らない」と述べつつ、「専業主婦から保険料を徴収するのではなく、むしろ基礎年金を税方式で運営するか、当面は国庫負担の割合を高める方が公平性に叶っている」と述べている<sup>61)</sup>。

一方、堀は、税方式（社会扶助方式）に多くのメリットがあることを認めつつも、全額国庫負担にすると巨額の税財源を要し、それを消費税増税でまかなうとして国民の合意が得られるか、という問題、目的税化しても、財政の硬直化を招くという問題、扶助方式では所得制限がつけられやすい、という問題などがあることを指摘している<sup>62)</sup>。

1997年度において、基礎年金の現行の国庫負担率3分の1のもとでは、国庫負担額は4.5兆円であるが、それを全額国庫負担にすれば12.6兆円になり、2025年には、97年度価格で24.6兆円にもなる、と推計されている<sup>63)</sup>。確かに、この巨額の財源をすべて消費税等で賄おうとしても、国民の合意は得られにくいだろう。負担と給付の関係がまがりなりにもリンクしている保険方式であれば、保険料引き上げについて（あるいは、保険料と基礎年金制度内部において結び

つけられ義務的に支出される国庫負担額の引き上げについても), 相対的に合意が得られやすいものの, すべて一般財源で賄おうとすれば政治的な困難がつきまとうであろう。目的税化するとしても, 財政の硬直化を招く問題を別にしても, 個々の負担・給付関係は国民全体と国家との関係に拡散してしまうため, 合意をひきつけにくい<sup>64)</sup>。それよりも, 自分がどれだけ納めてゆけばどれぐらい受け取れる, という感覚をもてるような関係を基本的には維持した方が合意を得やすいのではないか。

また, 基礎年金を税方式で運営するとすれば, 同じく税方式をとる生活保護とのかねあいの問題も生じる。基礎年金給付額が生活保護基準を下回っていれば, 最低生活費より少ない年金の給付水準の低さが問題になるが, 逆に, 上回る場合でも, 同じ税方式をとりながら, 給付水準の高い方の年金が所得・資産調査なしで受けられることの合理性が問われることになろう。その意味で, 堀の問題指摘が現実化するおそれがある。さらに, 間接税財源を拡張するすれば, 逆進性の問題が大きくなる。

そこで, 財源調達の合意を得やすい保険方式を維持しながら, 応能的, 応益的公平を図るために, すでに述べてきたように, 多段階的保険料を専業主婦らと学生や自営業者の間で統一を図りながら個人所得に賦課し, 所得税とセットで徴収することが考えられる。捕捉の問題や事務手続きの問題があるにせよ, 次善的な代替案として検討されてよいだろう。この基礎年金には所得分割方式を持ち込まない。それは, すでに触れたように, 「貢献年金」は報酬比例部分に限定する方が理に適うからである。

#### IV おわりに

第3号被保険者問題をめぐる論争は, 批判, 支持いずれの立場も自らの主張に専念するあまり, 評価基準や論点が複雑に錯綜してしまったり, その評価基準も論者によって意味するところが異なったり深められることのないまま議論がかみ合わなくなったりしてしまっている。その結果, 両論それぞれの貴重な意見が相互に生産的に活かされないまま, いわば, 言いつ放しの状態になって

いるといっても過言ではない。

たとえば、第3号制度を批判する「論者の主張の背後には女性もフルタイムで就労すべきであるという価値観があるように思われる<sup>⑯)</sup>」という受け止め方がされる一方、第3号制度などの政策を支持することは、夫婦の一方が「家庭に被扶養者としてとどまることが社会的にプラスになるという暗黙の価値判断を下していることになる<sup>⑰)</sup>」という受け止め方がされている。それぞれの立場の真意は別として、そのような受け止め方がされること自体、各論者の議論の立て方が一面的になっているふしがあることを物語るものではなかろうか。

この拙論も、十分に整理されたものとは言えないが、両論の長所を公平に活かしながら、第3号被保険者問題を事例として、これからの中社会政策のあり方を総合的な視点で探ったつもりである。

### 注

- 1) たとえば、木村は、「世代内の不公平」（原文では「世代間」となっているが、文脈からみて明らかに誤植だろう）の種として、第一に、専業主婦が保険料を免除されながら、40年間主婦をすると満額の国民年金を受けられること、第二に、遺族厚生年金の選択制の問題があり、94年改革による第3の選択肢に該当する者が少ないと指摘している（木村陽子「『世代内の不公平』解決急げ」日本経済新聞社編『年金の誤算』1996年, p.206)。
- 2) たとえば、丸山は、「同じ専業主婦でありながら、自営業者の妻は第1号被保険者として国民年金の保険料を負担している。被用者の妻は費用負担能力がない、事務上の手続きの簡便化が理由とされているが、サラリーマンの妻が格別に保険料負担を求められない明確な理由は見あたらない」と述べている（丸山桂「女性の生涯所得からみた税制・年金制度」『季刊 社会保障研究』Vol. 30, No. 3, 1994, p. 277)。
- 3) 坂口正之「第3号被保険者の保険料負担問題」（『週刊 社会保障』Vol.47, No.17 68, 1993年, p.24)
- 4) 堀勝洋「女性と年金」（『季刊 社会保障研究』vol. 31, No. 4, 1996) p. 357
- 5) 川上は、いわゆるクロヨン問題については、それが過大評価になっているという指摘があることや、所得税から消費税へのシフトが結局、大部分は雇用者所得の負担になることを述べている（川上則道『高齢化社会はこうすれば支えられる』あけび書房, 1994年, pp. 254-257)。また、八田は、消費税シフトをするほど益税を増

やし、課税の不公平を拡大することを指摘している（八田達夫『消費税はやはりいる』東洋経済新報社、1994年、pp. 50-53）。

- 6) たとえば、島田は、「3号から保険料を徴収しない理由として、『所得のない者からは、とりにくい』と説明されている。しかし、所得のない学生からも保険料を徴収していることを考えれば、この説明は矛盾している」と述べている（島田とみ子『年金入門（新版）』岩波新書、1995年、p. 237）。木村も、「学生やフリーターなども国民年金の保険料を納付しなければならないのに、同程度の年収を稼ぐ専業主婦が、年金保険料を免除される根拠は乏しい」と述べている（前掲・木村「『世代内の不公平』解決急げ」p. 207）。
- 7) 前掲・坂口「第3号被保険者の保険料負担問題」p. 25
- 8) 前掲・堀「女性と年金」p. 357
- 9) 拙稿「障害者の所得・就労保障の到達点と課題」（『技術選択と社会・企業（社会政策学会年報第40集』（御茶の水書房、1996年）p. 156
- 10) 前掲・堀「女性と年金」p. 356
- 11) 八代尚宏「公的年金における公平性と効率性の基準」（『季刊 年金と雇用』第15巻第3号、1996年）pp. 11-12
- 12) 堀勝洋『年金制度の再構築』（東洋経済新報社、1997年）
- 13) 厚生省年金局監修『平成9年度版 年金白書』（社会保険研究所、1998年）p.32, 36
- 14) 田近栄治・金子能宏・林文子『年金の経済分析』（東洋経済新報社、1996年）pp. 238-240
- 15) 前掲・堀『年金制度の再構築』p. 98
- 16) 大石亜希子「女性と年金」『季刊 年金と雇用』第15巻2号、1996年）pp. 42-43
- 17) 駒村康平「サラリーマン世帯における妻の労働供給と年金保険料について－既婚女性の年金権の確立と所得分割方式－」（長寿社会開発センター『高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業の調査研究報告書』1994年）
- 18) たとえば、駒村は、「夫婦がどのような労働分業するかというのは、夫婦の家事生産 関数と選好関数に依存しているのであり、夫が1000万円働くことができるのは、それに見合う妻の家事労働の結果である」と述べている（前掲・駒村「サラリーマン世帯における妻の労働供給と年金保険料について」p. 139）。
- 19) 前掲・堀『年金制度の再構築』p. 106
- 20) たとえば、「1階部分の年金はニーズ原則に基づいているが、2階部分の年金は貢献原則に基づいている」という指摘がある（前掲・堀「女性と年金」p. 358）。
- 21) 前掲・堀「女性と年金」p. 357
- 22) 前掲・八代「公的年金における公平性と効率性」p. 9
- 23) 前掲・堀『年金制度の再構築』p. 92
- 24) 木村陽子・瀬川雅美「主婦パートタイム労働者の年金加入に及ぼす税制の影響－

- 年金加入の費用便益分析 ー』(『日本年金学会誌』第9号, 1989年) ただし、ここでは、第3号被保険者制度そのものよりも、税制のあり方が問題視されている。
- 25) 八代尚宏・大石亜希子「女性の年金権と就業」(『日本年金学会誌』第13号, 1993年) pp. 54-55, 59-60
- 26) 八田達夫・木村陽子「公的年金は、専業主婦を優遇している」(『季刊 社会保障研究』vol. 29, 1993)
- 27) 年金政策研究会「女性の年金何が問題か」(『週刊 社会保障』No.1738, 1993) p. 50, 坂口正之「専業主婦の年金保険料と公平性」『週刊 社会保障』No. 1859, 1995, p. 23。高山も、老齢年金に限定した場合については、同旨の指摘をしている(高山憲之「女子の年金についての覚え書き」『日本年金学会誌』第12号, 1993年, p. 57)。
- 28) 前掲・堀『年金制度の再構築』pp. 86-87
- 29) 前掲・丸山「女性の生涯所得からみた税制・年金制度」p. 281
- 30) 前掲・堀「女性と年金」p. 363, 366
- 31) 典拠は示されていないが、たとえば、前掲・木村「『世代内の不公平』解決急げ」p. 207にみられる。
- 32) 前掲・堀『年金制度の再構築』pp. 86-88, 92 また、坂口も、核家族共働き世帯と世帯主のみが働いている核家族世帯を比較すれば、世帯主収入は後者の方が高いが、世帯実収入では共働き世帯の方がかなり高いことを指摘している(前掲・坂口「専業主婦の年金保険料と公平性」p.24)。
- 33) 前掲・八田・木村「公的年金は、専業主婦世帯を優遇している」pp. 214-216, 218-219
- 34) 前掲・堀「女性と年金」p. 357『年金制度の再構築』p. 93
- 35) 余暇開発センター『レジャー白書』(1998年) pp. 90-91
- 36) 堀・前掲『年金制度の再構築』p. 100も同旨。
- 37) 堀・前掲『年金制度の再構築』p. 85も同旨。また、専業主婦らが負担する保険料より低い厚生年金保険料で基礎年金と報酬比例部分を受け取れる低賃金労働者とのバランスの問題も指摘されている(堀・前掲「女性と年金」p. 361)。
- 38) 駒村は、保険料分割方式の主張が、給付についての個人単位という問題と、保険料拠出の基準を個人所得にする、という問題を混同していることを指摘し、保険料拠出の基準としては、労働供給決定が世帯単位でおこなわれているのにしたがい、所得分割方式という世帯単位に求めるべきことを主張している(前掲・駒村「サラリーマン世帯における妻の労働供給と年金保険料について」pp. 138-141)。しかし、家事労働を評価するにしても、なぜ、所得を等分割しなければならないのか、という疑問が生じる。むしろ、前述のように、専業主婦の所得貢献に応じた分割割合を考えるべきであり、そのような意味での所得分割は、家庭内においても労働に応じた報酬を少なくとも年金面で求めることを意味し、保険料拠出の基準を厳密な意味

での個人単位におくものと言える。

- 39) 高山憲之『年金改革の構想』(日本経済新聞社, 1992年) pp. 190-191
- 40) 前掲・大石「女性と年金」p. 43
- 41) 前掲・堀『年金制度の再構築』pp. 75-79
- 42) 木村陽子「自立する女性に不利な年金制度の改革を」(『財界』3-20号, 1997年) p. 55
- 43) 前掲・堀「女性と年金」pp. 355-356, 359
- 44) 前掲・八代・大石「女性の年金権と就業」p. 55
- 45) 前掲・八代「公的年金における公平性と効率性の基準」p. 8
- 46) たとえば、国民年金（老齢年金）の1996年度末受給平均額45,851円（前掲『年金白書』p. 30参照）は、同年度における65歳単身者の生活保護基準（1級地-1において、第1類基準額と第2類基準額のみを加算したもの）77,310円（厚生省監修『生活保護手帳（平成8年度版）』全国社会福祉協議会, p. 58参照）の59.3%の水準にすぎず、モデル年金額65,458円でも、その84.7%であり、やはり、保護基準を下回っている。
- 47) 前掲・堀『年金制度の再構築』p.82, 樋口美雄「『専業主婦』保護政策の経済的帰結」(八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社, 1995年) p. 192
- 48) 同上・堀 pp. 82-83 もっとも、配偶者特別控除に対する認識が不十分なせいか、なお、配偶者控除基準を超えないよう就労調整する人がかなりいるらしい。同上・樋口 p. 210をも参照。
- 49) 前掲・堀『年金制度の再構築』p. 90
- 50) 前掲・八代「公的年金における公平性と効率性の基準」pp. 12-13
- 51) 前掲・堀「女性と年金」p. 359
- 52) 前掲・八代「公的年金における公平性と効率性の基準」p. 13
- 53) 労働大臣官房政策調査部編『パートタイマーの実態』(1997年) pp. 40-41, 前掲・堀『年金制度の再構築』p. 93
- 54) 1996年調査では、「女性が働き続けるのを困難にしたり障害になること」として、「育児」という回答が76.3%と最も多く、「老人や病人の世話」が53.8%と次に多く、「家事」という回答も33.2%で4番目に多くなっているという（労働省女性局『働く女性の実情』1998年, pp. 58-59)。
- 55) 『朝日新聞』1996年8月4日付朝刊
- 56) 「社会保険の適用の仕方や税の扶養控除の存在が、女性の職場進出を阻害しているという論理は逆立ちしているとしか思えない」「本当に、フルタイムでバリバリ仕事をしたいのなら、社会保険の被扶養者でなくなろうが、税控除の対象となるまいが関係ないはずである」という素朴な疑問もありえよう（無著名論文「女性と年金」『ねんきん』1993年10月号, p.6)。専業主婦等の労働供給増加を、フルタイム

化等による厚生年金適用化という脈絡でとらえるとすれば、保険料負担が生じるという面がある一方、当然ながら、自らの老齢厚生年金が得られるというメリットもある。夫からの遺族厚生年金との比較の問題もあるが、夫の死が受給時期面で見れば不確実なリスクであるのに対し、老齢厚生年金は一定年齢に達すれば確実に受け取れる（制度改革を問わないとして）というメリットもある。また、そのように現金給付が継続的に得られるということを考慮すれば、年金保険料の負担義務が発生することと、健康保険料のそれとは同一に論じられない。

- 57) 横口・前掲「『専業主婦』保護政策の経済的帰結」p. 217 ただし、フルタイマーのパート化や無業化も含めると、就業抑制効果はもっと大きいことが示唆されている。
- 58) たとえば有岡は、専業主婦からの保険料微収等によって労働市場にいぶり出される「女性労働力のほとんどは低賃金のパート労働になるに相違ない」と述べている（有岡二郎「専業主婦からの保険料微収は時間をかけて」『月刊 福祉』1994年11月号、p. 55）。
- 59) 永瀬伸子「高齢女性の就労行動と年金受給——家族構成、就業履歴から見た実証分析——」（『季刊 社会保障研究』Vol. 33, No. 3, 1997年）pp. 277-278. ただし、55～69歳を対象とする分析結果である。
- 60) 前掲・木村「『世代内の不公平』解決急げ」pp. 208-209
- 61) 前掲・坂口「専業主婦の年金保険料と公平性」p. 25
- 62) 前掲・堀『年金制度の再構築』pp. 161-163, 169
- 63) 前掲・『年金白書』p. 155
- 64) この問題は、介護サービスをめぐる税方式と保険方式の比較においても同じことが言える（拙稿「介護保険と措置制度をめぐる論争に関する一考察」高知大学経済学会『高知論叢』第59号、1997年、pp. 92-95, 114-116）。
- 65) 前掲・堀「女性と年金」 p. 364
- 66) 前掲・八代「公的年金における公平性と効率性の基準」p. 11